

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築し、上場企業として公正かつ透明性をもって経営を行うことをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1 - 2 - 4 (電子投票制度の採用・招集通知の英訳)

当社は、機関投資家や海外投資家の持株比率の状況によっては、議決権電子行使プラットフォームの利用を含む電子投票制度の採用や株主総会招集通知の英訳を実施することが望ましいと認識しています。

しかしながら、現在、当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の持株比率は相対的に低く、現状での対応の必要性は低いと考えています。今後につきましては、機関投資家や海外投資家の持株比率の推移等を勘案して、必要であると判断した場合には、電子投票制度の採用や株主総会招集通知の英訳を実施いたします。

補充原則3 - 1 - 2 (英語での情報の開示・提供)

当社は、海外投資家の持株比率の状況によっては、英語での情報の開示・提供を進めることが望ましいと認識しています。

しかしながら、現在、当社の株主構成における海外投資家の持株比率は相対的に低いと考えています。今後につきましては、海外投資家の持株比率の推移や費用対効果等を勘案して、必要であると判断した場合には、英語での情報の開示・提供を進めてまいります。

補充原則4 - 10 - 1 (任意の諮問委員会の設置)

当社は、独立した諮問委員会を設置していませんが、従来より独立社外取締役を2名選任しており、専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っており、現状においては独立社外取締役の適切な関与・助言を得ていることから取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任は担保されていると考えています。なお、今後、より透明性の高いガバナンス体制の構築を図るため、役付取締役・取締役の指名・報酬につきましては、独立した諮問委員会の設置及び活用を検討してまいります。

原則4 - 11 (取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

当社の取締役会は、当社の各事業に精通した業務執行取締役等と個々の分野で深い知識と経験を有する社外取締役で構成されています。

今後、当社は女性役員や国際的な知見や経験を有する役員は必要であると考えており、積極的に登用を図っていきたいと考えています。

当社の監査役のうち常勤監査役を含む2名は、当社の幹部として業務遂行の経験を有し、また監査役のうち1名は銀行の出身者で、財務・会計に関する豊富な知識を有しています。

更に、社外取締役を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4 (政策保有株式)

当社は、安定的な取引関係の維持・強化及び同業他社の情報収集等、経営戦略の一環として、中長期的な視点で取引先等の株式を保有する方針としています。

政策保有株式の検証にあたっては、毎年、取締役会において保有先ごとに、保有に伴う便益やリスクと資本コストが見合っているか等の定量面、中長期的な取引関係の維持・拡大等保有目的の定性面、及びその他諸般の事情を勘案して検証し、保有の合理性が認められない場合は段階的に縮減するなど見直しを行っていく方針としています。

また、政策保有株式に係る議決権行使につきましては、当社の企業価値向上に資することを前提として、保有先において業績の著しい悪化が一定期間継続している場合や当社との取引関係に重大な変動があった場合等、保有先の持続的な企業価値の向上に資するかどうか、また、当社の企業価値を棄損するおそれがないかどうかを総合的に判断し、議案への賛否を判断することとしています。

原則1 - 7 (関連当事者間の取引)

当社は、取締役との間で利益相反取引を行う場合、または、取締役が競業取引を行う場合には、取締役会への付議事項としてその承認を得ることとし、取締役会の承認を受けた取引が実行された場合には、遅滞なく、当該取引の内容について取締役会に報告を求めることとしています。

また、毎年、当社役員に対して関連当事者間取引に関する調査を実施し、その監視・監督を行っています。

なお、当該取引の条件及びその決定方針等については、株主総会招集通知及び有価証券報告書において開示しています。

原則2 - 6 (企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の運用において、運用に関する知識があり、運用機関のモニタリングを行うことができる知見のある適切な資質を持った人材を担当として配置し、適正な運用体制をとっています。また、担当者の変更を行う際には、企業年金に関する外部機関の研修・セミナーへの参加等必要な業務知識を習得させています。

また、当社の年金資産は、受託者責任を適切に果たすものと判断する信託銀行等に議決権行使も含め運用を委託しており、議決権の行使等において企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じることはありません。

原則3 - 1 (情報開示の充実)

- (1) 当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ及び決算説明会資料等において開示しています。
- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、有価証券報告書及び本報告書の「1. 基本的な考え方」において開示しています。
- (3) 取締役・監査役の報酬等の額の決定に関する方針については、有価証券報告書において開示しています。
- (4) 役付取締役の選任にあたっては、業界全般の知識に精通し、優れたリーダーシップと広い視野をもった的確に業務執行を行える人物を候補者として社外役員の意見等も踏まえ取締役会において決定を行い、当該資質に適さない場合は不再任等とします。
- 取締役・監査役候補者の指名にあたっては、豊富な経験、高い見識及び高度な専門性を有する人物を候補者として、社外役員の意見等も踏まえ取締役会において決定を行います。なお、監査役については、監査役会の同意を得て指名しています。
- (5) 取締役会が、上記(4)の方針に基づき、役付取締役の個々の選解任、及び取締役・監査役の個々の指名を行う際の説明につきましては、株主総会招集通知等において開示しています。

補充原則4 - 1 - 1 (経営陣に対する委任の範囲)

当社は、取締役会において判断・決定すべき事項として、会社法に定める取締役会決議事項のほか、経営方針や重要な組織・人事に関する事項などの重要性を基準とした事項を「取締役会規則」において明確化し、効率的かつ迅速な意思決定ができる制度を構築しています。

取締役会に付議されない事項については、執行役員会等で決定し、また「組織並びに職務分掌規則」及び「職務権限規則」等に基づき担当分野、役位毎に権限を明確化し、決裁の迅速化と透明性を確保しています。

原則4 - 9 (独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の社外役員の独立性判断基準として採用しています。

また、独立社外取締役は、当社取締役会における建設的な検討への貢献が期待でき、当社の企業価値の向上に資する能力や経験を有した人物を選定することとしています。

補充原則4 - 11 - 1 (取締役会の多様性及び規模に関する考え方)

当社は、定款で取締役の員数を20名以内、監査役の員数を5名以内と定めていますが、取締役会で実質的な議論を確保するために、現在の構成は取締役12名及び監査役4名で、客観性・透明性の確保を図り、うち社外取締役2名、社外監査役2名の体制としています。取締役会は、知識、経験及び能力等のバランスに配慮しつつ、女性役員や国際性を有する役員の必要性も踏まえ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としています。

補充原則4 - 11 - 2 (取締役・監査役の兼任状況)

社外取締役及び社外監査役をはじめ取締役及び監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向けることができるよう、兼職については合理的範囲に留めています。なお、その兼任の状況は、株主総会招集通知及び有価証券報告書等において開示しています。

補充原則4 - 11 - 3 (取締役会の実効性の分析・評価)

当社では、取締役会の実効性に関する自己評価を少なくとも毎年1回行い、その結果を取締役会で分析・評価します。直近では2020年3月に取締役会の構成員であるすべての取締役・監査役を対象にアンケートを実施しました。また、回答・集計にあたっては外部機関を活用することで、匿名性を確保し、個々の意見を求めやすい方法での実施としています。

集計結果を踏まえ、2020年5月の取締役会において当社取締役の強みに関する理解を深め、機能向上を図るとともに、企業価値の向上のための経営戦略上の優先度について共有しました。また議論の結果として当社取締役会は実効性が確保されているものと結論付けております。

一方で、社外取締役の員数を含め取締役会の構成について更なる女性役員の登用のために、女性社員の育成に努めるといった意見や、引き続き任意の委員会設置に関する情報共有を行い、取締役会の機能の更なる向上、議論の活性化に向けた課題についても共有いたしました。

今後、当社の取締役会では実効性評価を踏まえ、課題についても対応を検討し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

補充原則4 - 14 - 2 (取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社の経営陣については、各自が必要な知識等を習得するに当たって、外部の研修・セミナー等に参加することができるよう支援体制を整えています。取締役就任後においても、必要な知識等を習得するため、外部講師を招いた研修会や外部セミナーに参加しています。

また、監査役については、当社のコーポレートガバナンスの一翼を担うべく、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めています。

原則5 - 1 (株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現を果たしていくために、株主・投資家との間で、建設的な対話を合理的な範囲で実施することが不可欠であると認識しています。このため、当社ではIR担当役員を選任し、社長直轄部門としてIR室を設置するとともに、機関投資家向けの決算説明会を開催するなど、株主や投資家との対話の場を設け、信頼関係の構築に取り組んでいます。

なお、機関投資家が対話を希望する場合には、面談等によりその機会を設けるとし、対話の中で得た貴重な意見等を参考に、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

また、株主・投資家との対話にあたっては、インサイダー情報を伝達しないよう留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大桑 育嗣	3,335,000	7.61
オークワ共栄会	3,211,417	7.33
三井住友信託銀行株式会社	1,896,000	4.33
株式会社紀陽銀行	1,795,622	4.10
BermudaAssetment株式会社	1,553,700	3.54

公益財団法人大桑教育文化振興財団	1,520,000	3.47
大桑 俊男	1,323,000	3.02
大桑 啓嗣	1,300,000	2.97
株式会社パーティハウス	1,143,000	2.61
浜田 さだ彥	1,102,000	2.51

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

大株主の状況については、2020年2月20日現在の株主名簿に基づき記載しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高野 晋造	その他											
岡本 一郎	税理士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 晋造	○	_____	警察における多様な経験に加え、重要な業務遂行経験を有しており、当社の属する業界にとらわれない見地から経営全般に関する助言及び監督機能の強化に寄与していただくため。
岡本 一郎	○	_____	税理士として専門的な知識と高い見識を持ち、当社の業務執行者から独立した立場を有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役監査の組織は常勤監査役1名、非常勤監査役3名で構成されています。

取締役の職務執行について、監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役が監査を実施しています。また、当社が監査契約を締結している東陽監査法人から年間会計監査計画の提出・会計監査実施結果の報告を受けるほか、適宜、会計監査人による監査に立ち会うとともに、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっています。加えて、内部監査室による監査に監査役が立ち会う等、相互連携をとっています。

当社の内部監査の組織としては、社長直轄の内部監査室があり、専任5名と兼任2名で構成されており、兼任1名は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

内部監査室は、監査役との協力体制のもと、社長の決裁を得た監査計画に基づき、店舗及び事業所の監査を抜打的に実施することで、通常の業務において法令遵守がなされているかのチェック機能を果たしており、併せて内部統制評価を行っています。なお、内部監査報告書は、監査役及び各取締役を経由して社長に報告され、指摘事項については、速やかに改善措置を立案・実行しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗生 建次	その他													
八島 妙子	その他													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗生 建次		――	長年の金融機関や地元経済界における業務経験で培った幅広い見識を監査業務に活かしていただくため。
八島 妙子	○	――	現職で培った優れた見識、豊富な経験を有し、客観的な立場から経営管理に適切な指導、監督が期待されるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬について、より一層株主の皆様と利益意識を共有するとともに、業績向上及び株価上昇に対するインセンティブを高め、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

取締役(非常勤取締役を除く)に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円を上限として毎年付与します。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および附属明細書に総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2020年2月期の役員報酬の内容は下記のとおりです。
取締役11名に対する報酬 101百万円
監査役4名に対する報酬 15百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

特定してありませんが、適宜関係部署で対応しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

経営上の最高意思決定機関である取締役会を毎月開催(必要に応じて臨時取締役会も開催)し、監査役は4名(うち、社外監査役2名)出席しています。また、代表取締役と監査役が適宜会合し、幅広い意見交換を行っています。

社内には、社長直属として内部監査室を設置しており、当社ならびに子会社に対する業務監査と会計監査ができる体制となっています。さらに、「コンプライアンス」の体制としては、法令遵守と企業倫理の確立のための制度として、2003年2月21日に「オークワ倫理委員会」を発足させ、「倫理委員会運営規程」の制定と「オークワ倫理ホットライン」を設立し、内部統制システムの構築に積極的に取り組んでいます。

また、社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、企業活動の中で起こりうる様々な経営リスクを回避し、内部統制・リスク管理体制・内部監査体制に関する事項を審議し、決定する機能を果たしています。

なお、役員の報酬は、株主総会の決議としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役設置会社として、社外監査役(2名)による社外的・中立的視点のもと、取締役(社外取締役2名を含む)の職務執行並びに当社業務や財政状況の監査を行っています。監査役及び監査役会は、代表取締役、取締役と適宜会合をもち、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整備されているものと判断し、現状の体制としています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会開催日の3週間前に発送を行っています。 発送日より前に、ウェブサイトによる公表を実施。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末及び中間期の決算発表後において定期的説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載あり	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直属の部署として、IR室を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	店舗、事業所での管理体制を強化するため、内部監査室による営業及び管理の状況を個別に監査しているほか、従業員からの現場の生の情報が社内メール・文書を通じて「オークワ倫理委員会」に伝えられており、些細な事項に対しても慎重かつ迅速に対応するよう努めています。また、消費者からの生の情報入手源として「お客様の声」を設置しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、株式会社の業務の適性を確保するために必要な内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり定めています。
なお、本基本方針は、適宜見直し要否を検討し、必要に応じて改定決議を行い、内部統制の充実を図り、より健全性の高い経営・事業運営を進めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社の経営上の重要事項は、法令、定款および取締役会規則に基づき、毎月開催される定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に付議されています。
2. 社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置しています。「コンプライアンス委員会」は、企業活動の中で起こりうる様々な経営リスクを回避し、内部統制・リスク管理体制・内部監査体制に関する事項を審議し、決定する機能を果たします。
3. コンプライアンスの強化として、法令遵守と企業倫理の確立のため、社長を議長とし、外部からは弁護士を委員のメンバーとして加えた「オークワ倫理委員会」を有し、「倫理委員会運営規程」と「オークワ倫理ホットライン」制度を活用し、すべての従業員が業務を適正かつ適法に遂行できる企業環境を整えています。
4. 社内には、内部監査室を社長直属の組織として設置しており、抜打的に業務監査等を行い、通常の業務において法令遵守がなされているかのチェック機能を果たしています。なお、監査報告書は、監査役及び各取締役を経由し社長に報告され、指摘事項については、速やかに改善できる体制を整えています。
5. コンプライアンスに対応した当社の具体的な取り組みの主なものは以下のとおりです。
 - ・公益通報者保護に関しては、「倫理委員会内部通報者保護制度規程」を制定しており、通報者に対して不当な扱いの無いように、法の主旨を遵守し、不当・不正に関して監視する体制を整えています。
 - ・個人情報保護法に関しては、「個人情報管理委員会」を設置し、「情報管理規程」にて情報管理体制を構築し、従業員には「個人情報保護ポケットマニュアル」を配布し、周知徹底を図っています。
 - ・独占禁止法については、取引業者との間で「従業員の応援についての基本覚書」を締結し、公正な取引を行うように周知徹底を図っています。
 - ・インサイダー防止については、「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」により法令遵守体制の構築を図っています。
6. 当社では、さらに法令遵守を強化するために、現在ある規程と体制を見直し、整備を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 「職務分掌規則」及び「文書等管理規則」に基づき、決裁書等の重要文書は、業務を所管する部署が保管し、適宜、各取締役、監査役及び内部監査室が確認・閲覧できる体制を敷いています。
2. 内部監査室は保存文書の監査を行い、是正や改善の必要がある場合、所管部署が対策を講じる体制を敷いています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンスに関しては、「コンプライアンス委員会」及び「オークワ倫理ホットライン」を設置し、違法・不正の早期発見と未然防止、発生の抑制により、リスク回避に寄与する体制をとっています。
2. 当社の重要な投資案件(特に新規出店案件)については、取締役を含めた複数のメンバーによる現地調査、審議・検討をした上で、取締役会において決定することとしています。
さらに、新店開店後の業績については経営会議で検証を行っております。
3. 天災、その他の危機管理体制については、「緊急対策マニュアル」を従業員に配布し、発生時の対応、ルールを徹底し、緊急時の情報通信連絡網により即座に経営トップをはじめ、各取締役等の経営幹部に情報の伝達・報告・指示を行える体制をとっています。
また、地震、津波等の天災対策としては、全社的防災教育及び年4回の想定訓練を企画・実施しています。
さらに、「新型インフルエンザ対応ガイドライン」及び「新型インフルエンザ対応企業行動計画」を策定し、予防体制をとっています。
4. 日常的に発生する各店舗の事件・事故等には、「事件・事故報告」等の社内グループウェアにより、迅速に対応・解決ができる体制をとっています。
5. 今後の取り組みとしては、現在ある規程・システムをより充実し、改善を加えて、新たな取り組みも含め、危機管理体制を強化します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、取締役の職務を効率的に実行するために、組織の整備とその組織に係わる「組織ならびに職務分掌規則」「職務権限規則」「個別職務権限基準表」等を定め、効率よく取締役の職務執行が行える体制を整えています。
2. 当社では、定例の取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、重要事項に対して迅速に対応できるような体制とともに、代表取締役を含めた取締役と監査役(常勤)と各組織の幹部による経営会議を毎週1回開催し、週ごとの販売実績や計画状況の確認と、業務全般に関する取り組み事項について報告がなされ、効率的な業務推進を図っています。
3. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会のガバナンス機能強化と経営意思決定の迅速化、さらに業務執行機能の強化を図っています。
4. 当社では、取締役の職務がより迅速に執行できるよう、また危機管理も踏まえ、「取締役会の書面決議と電磁的記録による承認」を行える体制を整えています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社には、子会社を管理する窓口として、グループ会社管理課を設置しており、適宜指導監督する体制を整えています。
2. 当社は、子会社と年に2回(原則3月と9月)経営方針並びに決算内容、予算執行状況等の重要案件に関する件について、代表取締役が出席する会議を開催し、意見交換と指導を行っています。
3. 当社及び子会社の監査役が年に2回(原則4月と10月)子会社の業務執行状況につき情報交換する場を設け、指導監督する体制を整えています。
4. 子会社のコンプライアンスに関しては、当社の「オークワ倫理ホットライン」と同様の体制を整えています。
5. 子会社の内部監査については、当社のグループ会社管理課及び内部監査室が監査をできる体制となっています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

1. 現在当社には、監査役の職務を補助する使用人はいませんが、監査役から要望があった場合には、専任の担当者を配置します。
2. その専任者の人事については、独立性を確保するために監査役の意見を参考にし、かつ専任者の人事評価、人事異動及び懲戒処分には監査役会の承認が必要である体制を整えます。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1. 当社の定例取締役会には、監査役4名(うち、社外監査役2名)が出席し、重要事項の報告・決定について、意見交換を行う場としています。
2. 当社の毎週行う経営会議には、監査役が出席し、各部署の業務、各店舗の状況についての報告を各取締役、各担当幹部から受けています。
3. 当社の内部監査室の監査報告書は、必ず監査役に報告の後、監査役の意見・要望を記載し、各取締役を経由し、社長に報告することとなっています。
4. 当社は、その他重要事項に関しては、監査役にその都度報告することとし、監査役の求める報告体制の整備を行います。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 取締役及び使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。
2. 監査役及び監査役会は、代表取締役、取締役と適宜会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換し、当社の経営に反映できる体制を整えています。

(9) 財務報告に係る内部統制報告制度への対応

1. 財務報告の信頼性を確保するため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を通じて内部統制システムの構築及び運用を行っています。
2. 当社及び子会社における財務報告に係る内部統制の評価を独立的、客観的に行うため当社の内部監査室に評価者を配置しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある、反社会的勢力との関わりを一切持ちません。万が一、当社がこのような団体・個人から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、組織的に毅然とした態度で対応します。

また、当社は「倫理委員会運営規程」において、社会通念上の常識や倫理に照らして、正しい経営を推進する旨を定め、役員及び従業員が日々の企業行動において遵守するよう徹底します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制

